

活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合（第3回）
議事録

日 時：令和7年11月13日（木）10時00分～
場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○佐藤座長

時間となりましたので、ただいまから「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」の第3回を開会いたします。

今回も、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきました。本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御覧ください。また、オンラインで御出席の方につきましても、接続が確認できております。会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただかずか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

さて、議事に入る前に、委員の交代について御報告があります。これまで当専門家会合のメンバーを務めていただいておりました刀祢館委員が6月末で委員を辞任されたことに伴いまして、その後任として、本日付にて日本経済研究センター研究主幹の大隅隆さんが委員に任命され、当専門家会合のメンバーに加わっていただくこととなりましたので、ここで御紹介をいたします。

大隅委員、一言御挨拶を頂戴できますか。

○大隅委員

大隅でございます。不慣れでございますが、よろしくお願ひいたします。

税制は国の形そのものだと思っておりますので、議論に貢献できるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○佐藤座長

ありがとうございました。

では、本日の第3回会合についてですが、去る5月29日に開催された第2回の会合でも御議論いただきました物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策を中心に、所得税全般について御議論をいただきたいと考えております。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○佐藤座長

それでは、議題に入りたいと存じます。

まず事務局から資料に沿って御説明をいただきます。

資料（活3-1）について、財務省主税局税制第一課の松本企画官、よろしくお願ひいたします。

○松本主税局税制第一課企画官

資料に沿って御説明させていただきます。

資料の4ページを御覧ください。

課税最低限は、その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準を指すもので、左の図にありますとおり、基礎控除、給与所得控除を足して123万円、さらに令和7年度改正で措置された上乗せ特例の37万円が加わって160万円の水準になってございます。また社会保険料控除も含めると188.2万円の水準、また世帯構成に応じてその他の控除がそれに加わるという構図になります。

右側の点線囲みのところに、過去の政府税調で整理された課税最低限の趣旨について記載がありまして、生計費の観点からのみではなく、公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要がある、とされております。

資料5ページ、令和7年度改正についてです。基礎控除、給与所得控除の額をそれぞれ10万円引き上げ、また、低所得者層の税負担への配慮としまして、恒久的な措置として37万円の上乗せを生活保護基準などを踏まえて行ったものです。

また、中所得者層も含めて、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、令和7・8年限りの措置として、高所得者優遇にならないよう階段状の上乗せをしてございまして、これらを踏まえて課税最低限は103万から160万円に引き上げられている状況です。

資料6ページ、所得税負担が生じ始める水準を給与収入額ごとに示したものです。先ほど申し上げました188万円をスタートとして、令和7年度改正での上乗せ特例もございますので、その部分で引き上がっているような状況になっています。

資料7ページ、所得税の課税最低限の推移です。単身ですと188.2万円、夫婦のみ共働きですとそれぞれ188.2万円、また夫婦子1人ですとかお子さんの人数によってもその金額が変わっていくというもので、基本的にはこれまで引き上がってきているような経緯をたどってございます。

資料8ページ、課税最低限と生活保護基準額の比較です。表の中の段、社会保険料控除も含めた額を御覧いただきますと、どの世帯類型においても生活保護基準額を上回っている状況になってございます。

資料9ページ、平均賃金比で見た場合の課税最低限の主要先進国との比較になります。フランスはN分N乗の仕組みがございますので、世帯類型によって高く出ている状況ですが、基本的にはどの世帯類型でも日本の水準は遜色ない水準にあると言えるのではないかと考えてございます。

資料10ページ、次は2点目のテーマとしまして、基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策についてです。

資料11ページ、第5回の政府税制調査会の資料ですけれども、令和7年度の税制改

正の附則第81条で規定がされている内容の御紹介です。第1項は、所得税の抜本的な改革について検討する。第2項は、物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討すると規定されております。

こちらを踏まえて、5月の政府税制調査会において、活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合で論点の整理を行ってはどうか、その際、まずは物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策から検討してはどうかとされて、今、この専門家会合で御議論をいただいているところです。

資料12ページ、前回の当専門家会合でお示ししたイメージとして、イメージ1としては、毎年物価調整をする方法、イメージ2としては、定期的に物価調整を実施する方法、イメージ3としては、毎年点検しつつも、一定の物価上昇率となった際に調整を実施する方法、この3つをお示しいたしました。

資料13ページ、主要先進国における基礎控除等の物価調整がどういった状況になっているかです。英国は、注2に記載がありますとおり、財源確保策の一環として、現在凍結中ですが、その他の国においては何らかの調整をしており、米国とフランスは毎年、ドイツは隔年で調整をしている状況です。また、調整の際に参照する指標はCPIを使っている国が多いという状況です。

資料14ページ、前回の当専門家会合でいただいた主な御意見を掲載しています。1ポツ目は、物価調整をする際には、控除として真に意味を持つ部分、つまり基礎控除の58万円の部分だと思いますが、その部分と、政策的な配慮、つまり上乗せ特例の部分を含む部分を分けて考えるべきではないかという御意見。

2ポツ目は、煩雑な事務負担等を考えれば、イメージ2やイメージ3が望ましいのではないかという御意見。

3ポツ目は、制度改正から施行まで余裕を持ったスケジュールを組まないと、システムベンダーや源泉徴収義務者の負担が大きいのではないかという御意見。

他に、物価下落時にも物価調整を行うべきではないかという御意見。

また、一番下のポツですが、公平・中立・簡素という原則の中でも、簡素の重要性が高まってきているのではないかという御意見を頂戴いたしました。

それらを踏まえて、資料15ページですが、本日ご議論いただきたい論点をお示しさせていただきました。

1点目として、物価調整の頻度は、どのように設定するか。毎年、あるいは定期的、例えば生活保護基準額の見直しにあわせて、あるいは参照指標の変化が一定程度累積した際などについて、どのように考えるかという点。

2点目として、物価調整の際に参照する指標は、何にするか。いわゆる総合物価指数を用いることについて、どのように考えるか、というような点をお示しさせていました

だきました。

資料16ページ以降は、次のテーマに移りまして、人的控除の在り方についてです。

資料17ページ、過去の税制調査会の答申で、大きく3つの類型に分けたものが、下の表です。世帯構成等に応じた基礎的な人的控除、そして、障害や高齢など特別な人的要因を踏まえた特別な人的控除、そして、災害、疾病などに関連したその他の控除の3つの類型です。

資料18ページ、これは令和7年度与党税制改正大綱の記載です。人的控除をはじめとする各種控除のあり方につきましては、所得再分配機能、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ検討を行うとされております。

資料19ページ、各人的控除を一覧にしたもので、説明は割愛いたします。

資料20ページ、これ以降は、各種控除の概要について御紹介いたします。

配偶者控除・配偶者特別控除の概要です。こちらは配偶者特別控除の仕組みによって、配偶者の収入が123万円を超える世帯の手取りは逆転しないような形となっています。また、納税者本人の所得制限を設けており、高所得者には控除が適用されない仕組みになっております。

資料21ページ、大きな改正があった平成29年度税制改正を御紹介したものです。

配偶者特別控除について、所得控除額38万円となる水準を給与収入150万円まで引き上げと合わせて、先ほど御説明したような、納税者本人の所得制限を設けたという2点、大きな改正を行っています。

資料22ページ、配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等については、主要先進国においても何らかの形でなされておりまして、英国については日本と同じような形で控除の仕組みがあり、また、その他の国は、夫婦単位課税あるいは世帯単位課税といった形で、配偶者の存在を税制上反映して、調整しているという内容になっています。

資料23ページ、扶養控除の概要です。担税力の減殺を調整する趣旨で、こういった控除が設定されています。

資料24ページ、平成22年度税制改正での扶養控除の見直しを御紹介したものです。

「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養控除と呼ばれていた15歳までの方に対する扶養控除を廃止しております。

また、高校生年代については、高校の実質無償化に伴い、上乗せ部分の25万円を廃止したという経緯を御紹介しています。

資料25ページ、令和6年度税制改正時の議論を御紹介したものです。15歳までの部分は、先ほど御説明したとおり、平成22年度税制改正で扶養控除が手当の拡充とあいまって廃止されております。高校生年代の部分は上乗せ部分のみが廃止されている状況したが、令和6年度税制改正時の案は、児童手当の支給対象が高校生年代まで拡充されたということがございまして、他の年齢との均衡も踏まえて38万円の部分を無く

して、ただ一方で、高校生あるいは大学生は教育費の支出が多いということも踏まえて、上乗せ部分の25万円の部分を復元してはどうかといったような議論がされました。ただ、こちらについては、令和6年度、令和7年度税制改正の際には結論が出ず、令和8年以降も引き続き議論していくことになっております。

資料26ページ、今度は大学生年代の特定扶養控除についてお示ししたものです。令和7年度税制改正以前、左図の配偶者控除は、先ほど御説明したとおり、一定収入を超えたときから段階的に階段状に控除が調整され、手取りの逆転は生じない仕組みになっておりますが、右図の大学生年代の扶養控除は、一定水準を超えた際に、その控除が全額なくなって、結果として世帯で見た場合の手取りが逆転する仕組みになってございました。

以上を踏まえての対応が資料27ページです。令和7年度税制改正において、配偶者特別控除と同じような形で、一定水準を超えた際に階段状に控除が減っていく仕組みの特定親族特別控除を創設いたしました。

資料28ページ、障害者控除の概要です。障害者がいた場合は一定額の控除ができます。資料29ページ、寡婦に該当する場合の控除です。資料30ページはひとり親控除、資料31ページは勤労学生控除です。ここは説明を割愛させていただきます。

資料32ページ、ここでは控除の方式について、各国で採っている仕組みがそれぞれ異なり、所得控除は日本が今、採用している方式です。所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めるという方式で、アメリカ、イギリスなどが採用しています。また、税額控除は、一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除する方式で、カナダが採用しています。ゼロ税率は、課税所得の一部をゼロ税率とし、税負担を求める方式です。ドイツ、フランスが採用しています。

資料33ページ、各方式の考え方と論点についてです。

所得控除の2ポツですが、所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活に必要な部分は担税力を持たないという憲法25条の生存権の保障の租税法における現れだというような考え方。また、3ポツ目は、所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得を担税力の指標として位置づけ、同じ課税所得に同じ税負担を求める仕組みだという考え方。その下、どのような者に同じ税負担を求めるのかが分かりやすいといったようなことが特徴として挙げられます。また最後のポツ、税負担軽減効果は金額ベースでは高所得者ほど大きいが、割合ベースでは高所得者ほど減少するということで、その下の例をもってお示しをしています。

次に税額控除とゼロ税率について、3つ目のポツ、同じ規模の財源であれば、所得再分配機能は、所得控除方式より高いという特徴がございます。また、その下、基礎控除全額を置き換えるような場合、幅広い収入階級層にとって税負担増となって、特に高所得者層は大幅な増税になるといったような特徴もございます。

税額控除は、税額計算の過程で、所得計算上の控除と税額控除が混在することにな

ります。また、課税最低限を算出する際には税額を税率で割り返すという作業が必要となり、分かりづらいといった部分がございます。

ゼロ税率は、個人単位課税の下では、家族構成等を反映させることについては実務的な課題があるという点、基礎控除はゼロ税率方式を採用し、その他の人的控除は引き続き所得控除方式で対応する場合、税制が複雑化するといったような課題も指摘されてございます。

資料34ページ、過去の政府税制調査会の報告内容です。下の方を見ていただいて、税額控除方式とすべきとの意見があった一方、現在の所得控除方式は広く定着していることも重視する観点から、所得控除方式を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が遞減・消失する遞減・消失型の所得控除方式とすべきとの御意見もあったと記載されています。

資料35ページは令和5年の政府税制調査会の答申ですが、記載内容としては先ほどの内容と重複しますので、割愛をさせていただきます。

資料36ページ以降は金融所得を巡る現状についてです。

資料37ページ、令和5年の税制調査会の答申で、これまでの金融所得課税をめぐる経緯について記載があります。課税方式を均衡化するといったことや、損益通算も可能にするといった改正がされてきて、また、平成15年からは、上場株式等の譲渡所得の申告分離課税への一本化が行われたほか、特定口座制度も導入されました。また、貯蓄から投資へといった観点から、平成25年度税制改正においてNISAの創設などが行われたということが記載されております。

資料38ページ、主な金融商品の一覧です。右側にあります源泉徴収税率は、国・地方合わせて20%で統一しており、また、申告不要が選択できるような状況になっています。

資料39ページ、諸外国における金融所得の課税方法です。国によってまちまちですが、例えば総合課税の仕組みを取っていたり、あるいは申告分離の中でも税率が分かれているような形になってございます。

また、金融所得の把握方法については、日本と異なる状況がございまして、多くの国で確定申告を必要としているといった状況がございますので、こういった日本と異なる事情についても考慮していく必要があると考えております。

資料40ページ以降は、税率構造・税負担の在り方についてです。

資料41ページ、所得税の税率構造の変遷について御紹介したもので、一番直近が赤い線の内容になります。基本的には、どんどんフラットにして刻みを少なくしていくという経緯をたどっています。

資料42ページ、所得税の課税ベース等、最終的な税額がどう算出されているかという御説明をしたもので、課税対象となる収入は約280兆円で、その後に左から各種所得についての控除という形の、いわゆる必要経費に相当するような趣旨で給与所得

控除などがございます。これらを引いたものに所得控除の人的控除などが更に引かれて、課税所得が出てまいります。その課税所得に税率を掛ける形で所得税額が出てきまして、またそこから住宅ローンなどの税額控除を引いて、最終的な税額が出るといった仕組みになっているということです。

資料43ページ、納税者の分布です。一番低い5%の税率が適用されている方が納税者の約52%、その次の10%が適用されている方も含めると約75%ということで、8割弱の方が10%までの税率になっているということで、低税率の方に偏っているという状況が見えるかと思います。

資料44ページ、納税者の分布の国際比較です。日本は先ほど申し上げたような状況ですが、例えば他の国ですと、10%～20%以下のところにボリューム層がいるといったような違いが見てとれるかと存じます。

資料45ページ、こちらは注1に記載がございますが、夫婦子2人の民間給与所得者をケースとした場合のそれぞれの収入ごとに、どのぐらい個人所得課税と社会保険料の負担があるかをお示ししたものです。所得税負担は累進的なものですので、低中所得者層にとっては比較的住民税や社会保険料の負担が大きい状況になっています。

一方で、負担面のみではなくて、税・社会保険料を原資とする社会保障制度においては、低所得者の方に対して配慮した仕組みとしているものも多くございますので、負担面のみではなく、給付面についても併せて考えるべきであるという点については付言させていただきます。

資料46ページ、申告納税者の所得税負担率です。合計所得金額が1億円を超える水準ぐらいから所得税負担率が低下していくことが示されたグラフです。

その要因は、合計所得金額のうち土地・建物等の分離長期譲渡所得の占める割合は、1億円を超えたところから少し上がって、5億円を超えたぐらいから下がっていく青い点線です。緑の点線は株式等の譲渡所得等の占める割合で、1億円前後から割合として上昇していくといった内容になっています。これらを合わせたオレンジの部分が、合計所得金額のうち分離課税の対象となる所得金額の割合でして、1億円手前からどんどん割合として上昇していくというような内容です。こういった状況も踏まえて、全体の所得税負担率としては、1億円を超えた辺りから低下しているといったような実態になってございます。

資料47ページ、こちらは令和5年度税制改正で一定の対応をしたものであります、その御紹介です。極めて高い水準の所得に対する負担の適正化ということで、その計算式を記載したものです。②が①を上回る場合に限り差額分を申告納税するといった仕組みを導入してございます。一方で、国会等ではこれだけの対応ではまだ足りないといった御指摘もいただいている状況です。

次に、最後のテーマの雑損控除を巡る現状について御説明させていただきます。

資料49ページ、所得税法の第87条で、雑損控除とその他の各種控除につきましては、

まず雑損控除を行うことが規定されてございます。そうしますと雑損控除は災害によって損害を受けられた方に対する控除ですが、人的控除が十分使えないのではないかといったような御指摘も国会でいただいております。それを踏まえて、所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で記載しているとおり、被災者の実額控除の機会を拡大する観点から、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができる仕組みを検討するべきではないかといったような御指摘をいただいています。

資料50ページ、こちらは雑損控除の仕組みの御説明です。①と②の計算式で控除額を出すといった内容になっています。

資料51ページで少し実例も踏まえて御説明いたします。数値例のところで、合計所得金額が500万円、雑損失額が400万円、その他人的控除等が200万円のケースで御説明します。例1にありますように、1年目に500万円から雑損控除の400万円を引いて、さらにその後に人的控除の200万円を使い切らない形で課税所得金額がゼロ円になる。そうなると2年目への繰越しがないといった形になります。一方で、例2でこの順番を入れ替えた場合、1年目に先に人的控除を引いて、その後に雑損控除を引くと、繰越額が生まれますので、2年目の課税所得金額が低くなるといった形になります。ただ、上の2ポツ目に記載がありますが、そもそもこの順番が法律で規定されている趣旨ですけれども、住宅や生活に必要な資産などの生活の基盤に生じた損失は、直接的な担税力の減殺と整理して、所得計算上、真っ先に引く性質のものだと整理をしてございます。また、仮にこの順番を入れ替えた場合に、同じ所得金額、同じ損失の金額を有する納税者の間で、雑損控除以外の所得控除額の大小により雑損失の繰越額が異なることになるといったような課題もあるところです。具体例としては、世帯構成によって変わるということもそうですし、例えばふるさと納税などの寄附金控除などの政策的に認められる所得控除があるかないかによっても雑損控除の繰越額などが変動していくといったことが指摘されるところです。

資料52ページ、災害で被害を受けられた方に対する雑損控除については、令和5年度改正で一定対応してございまして、これまで繰越期間については3年間だったのですが、特定非常災害という非常に大きな災害については、これを5年間に延長してございます。

以上が資料説明です。資料53ページ以降の参考資料については適宜御参照いただければと思います。

○佐藤座長

松本企画官、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと存じます。御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方を含めて、Teamsの挙手ボタンを押してください。発言順につきましては私から指名させていただきますので、指名された方は、会場で御出席の方

は卓上マイクをオンにしていただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

また、本日御欠席の寺井特別委員から意見書の提出がございます。お手元にもお配りしておりますので、併せて御覧いただければと存じます。

ただいま御説明をいただきました資料のどの点についてでも御発言、御質問等をいただいて結構ですが、本日の主要な議題は、15ページの事項を中心に御発言をいただけるとありがたく存じます。私たちとしては、前回の当専門家会合でお示しくださった12ページのイメージで議論をしてきましたので、そちらを御覧になりながらの御発言ももちろん歓迎いたします。

それでは、御発言を御希望の方は挙手をお願いいたします。

熊谷委員、お願いします。

○熊谷委員

私からは大きく3点申し上げます。

1点目は、課税最低限についてです。物価上昇に応じた対応が必要なことはそのとおりですが、インフレ下では支出サイドでも増加圧力が働いておりますので、そのための財源確保の視点も忘れてはならないと考えます。令和7年度税制改正で設けられた基礎控除の上乗せ特例は、あくまで賃金上昇が物価に追いつくまでの措置であると理解しております。現行は令和7年、8年に限った措置とされておりますが、令和9年度税制改正の際には、賃金・物価上昇の動向を点検し、必要がなければ廃止すべきであると考えます。

なお、話がやや横道にそれることになってしまふかもしれません、足元の日本経済に関する最大の政治的なテーマである1人当たりの実質賃金の低迷をもたらしている主因は、時間当たりの労働生産性の低迷と労働時間の減少の2つです。過去20年間の米国と日本の1人当たり実質賃金の1年当たりの伸び率の差は1.2%ポイントですが、これを5つの要因に寄与度分解いたしますと、日米両国の時間当たりの労働生産性の差と、我が国における労働時間の減少とが、おおむね2分の1ずつ寄与していることが確認できます。したがって、実質賃金を引き上げるにはこれらの構造的な要因にメスを入れる必要があり、令和7年度改正で設けられた基礎控除の上乗せ特例にいつまでも頼り続けるような弥縫策は何としても避けなくてはなりません。

大きな2点目として、物価の上昇等を踏まえての基礎控除等の引上げの具体的な方策に関して、2点コメントいたします。

まず第1に、物価上昇を適時に反映していく必要性は分かりますが、税制が頻繁に見直されることの社会的コストもございます。あらかじめ決めた期限が到来する都度見直すなどのルールを法定化するのがよいのではないかと考えます。その際、令和7年度税制改正で、課税最低限の水準として生活保護基準額を勘案したことも踏まえれば、基礎控除等の見直しのタイミングは、生活保護基準額の見直しに合わせるのも一

案ではないかと思います。また、物価調整を行う場合には、恣意的な調整等を回避することが極めて重要であり、物価が下落するケースなども含めて、厳格で機械的な制度を事前に法定するべきだと考えます。

第2に、基礎控除等の引上げを行う際に参考する指標は、諸外国の例も踏まえれば、消費者物価指数の総合のほかに選択肢はあまりないのではないかと思います。

大きな3点目として、税率構造・税負担のあり方についてコメントいたします。労働者のうち2割が非納税者で、納税者の中でも8割弱が低税率プラケットに分布している現状は異常だと感じます。所得税の大原則は、課税最低限を引き下げて、なるべく広く薄く負担していただくことだと認識しております。ただ、実際に我が国では、資料42ページにお示しいただいたとおり、所得控除や各種所得についての控除が大き過ぎるため、約210兆円の所得金額に対して課税所得は僅か約130兆円程度しかなく、課税ベースが極めて狭くなっています。こうした点なども踏まえて、短期的には難しいかもしれません、中長期的な課題としては、住民税、保険料、さらには消費税も併せて、負担のあり方を見直すべきだと考えます。

○佐藤座長

ありがとうございました。

権丈委員、お願いします。

○権丈委員

私、早退させていただきますので、その前に3つほど、そして3.5ぐらいの話になるのですが、1つは、ほとんど熊谷委員と同じなのですが、基礎控除の物価運動を考えていくことになっているのですけれども、恣意的な調整が行われないように、ちゃんとしたルールをつくってもらいたいということです。年金を例えて言いますと、2004年のマクロ経済スライドというのはいろいろな特徴を持っているのですけれども、恣意性を排除しているというところを我々はとても評価しているのです。OECDなどいろいろな国際機関で、年金に対して各国どういうルールをつくるかというのは、とにかく政治から独立しろというのがあって、そういうところを2004年年金改革では評価している。この辺りのところは、税はしっかりと、どうすれば恣意的なものから税が独立していられるか、簡素という面を含めて、しっかりとその辺りは考えてもらいたいと思います。

2つ目は、税の控除のあり方とか、所得税の控除のあり方とかを含めて、いろいろなものは社会保険料とかその他の税の負担とか、あるいは給付の問題とセットにして考えなければ駄目ということで、政府税調で最初に私が発言したのは、もう再分配政策の時代になって、福祉国家の時代になっているのだから、税と社会保障の給付は一体的に考えてもらおうということ、考えてもらうのではなくて私はそういうふうに考えますと言っていたわけなのですけれども。社会保障の世界では、1950年代の末に、社会政策の学者であるティトマスという人が問題提起して、その後、有名な貧

困研究をしていたアトキンソンなどがこの問題を強調して、ハーモナイゼーション問題と位置づけるのです。税制を通じた租税支出、つまり所得控除などというようなタックスエクスペンディチャーと、それとは別ルートで歴史的に発展してきた手当の調整問題としてはどうしても起こってくる。

それをヨーロッパでは50年代、60年代、70年代に問題視して、児童手当の拡充の中で起こった問題も解決していくということで、児童手当の拡充とともに、児童扶養控除を廃止するという調整をハーモナイゼーション問題と呼んで、現物給付の拡充を含めたトータルで考えれば、結果として子育て世帯のネットでの給付はプラスになるということで、そういう理解の下に、デンマークやノルウェーは60年代にこの問題に着手し、西ドイツや英国、オーストラリアなどは70年代に着手していった問題なのです。3日前に児童手当の話をこども家庭庁で行ったのですが、両方で同じことを言わなければいけないということは、何とかならないかと。一昨日もハーモナイゼーション問題の話をして、今日もすることになるわけですが、このハーモナイゼーション辺りはしっかりと理解してもらいたいと同時に、関係者には丁寧な説明が必要になっていくかなと思っております。

それと資料46ページ、合計所得金額が1億円を超えていった後の所得税負担率が下がっていくことは、見るからに不公平なのです。不公平という問題は、所得税の問題にとどまらないのです。税に対する不公平、上の人人がするしているじゃないかという日本の税制全体に対する不公平感があると、税というものを動かせなくなるのです。こういうシンボリックな不公平な問題があると、例えば消費税の議論をするときにも影響します。他の税にも影響します。だから、水準の問題を議論するという話以前に、公平性をしっかりと担保しないと、あらゆる税の議論に影響を与え、そしてその税の議論の水準に影響を与えていく。税を嫌われたらもうどうしようもないで、公平性ということはもっとウエートを高めて議論すると同時に、このシンボリックな問題は何とかしてもらいたいと、前から言っております。

それと資料44ページの話ですけれども、去年、事務局に、下の方の納税者全体に占める構成割合を分かり易いよう人に形してくれと私は言っていたのです。そうすると、ものすごく日本の特徴が分かるのです。とにかく視覚的にも分かりやすい資料の説明をお願いしたいところです。

○佐藤座長

ありがとうございました。

諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

資料12ページの物価調整イメージにつきましては、私も恣意的な形での物価上昇に対応する課税最低限の引上げではなく、ある程度きちんとルールをつくった上で実行していくということについて賛成でございます。その中で、イメージ2であれば、あ

る程度予見可能性があります。つまり3年ごとという形で、特にシステム改修の対応ということをいきますと、確かに毎年毎年対応を行ってよい年もあるかもしれません、場合によっては物価上昇が激しいなどの場合は、毎年改定が行われていくとなると、そのたびにシステム改修となると確かに大変ではあるので、そういう意味では3年という期間を置くことで、ある程度予見可能性を持たせることができる。必ず3年ごとの見直しは行われるという意味であれば、システム改修の困難に対応しながら、しっかりとルールを持って、予見可能性を持って関係者が対応できるという意味では、相対的にこの中ではいいのかなと。もちろん毎年やる方が、物価の変化に対して俊敏に対応できるというメリットはあるのですけれども、一方で、先ほど申し上げたデメリットもありますので、個人的にはイメージ2がいいのかなと考えています。また、指標については、やはりCPIが望ましいのかなと思います。

それから、後半の資料で御説明いただいた控除の点についてでありますけれども、資料42ページに載せていただいているように、今回これを載せていただいたことでかなり明瞭に、所得控除が様々に入ったことによってどれくらい課税ベースが縮小しているかがよく分かったと思います。課税所得が右の薄いピンクに塗られているように、本来の課税対象となる収入は280兆円であるにもかかわらず、半分以下の130兆円にまず縮小して、それに様々な税率を掛けて、最終的に支払う所得税額は14.9兆円であるということです。ですので、こういった控除がこれだけ設けられることについて、その妥当性、目的はもちろん誰もが理解できるのですけれども、これだけの規模の所得控除を設けることについて、これまでの過去の政府税調でも整理・縮小していくべきという意見があったわけですし、それから、所得控除という形でそもそも最低生活費に対する課税をしないという対応がよいのかどうかという点についても改めて議論すべきではないかと思いました。

そして資料33ページですが、所得控除と税額控除の比較の中で述べていただいている部分ですけれども、やはり所得再分配ということを考えますと、所得控除よりも税額控除の方が高所得者に対して相対的に再分配という視点から見るとよりきちんと機能するということですね。金額ベースで見ると、所得控除はどうしても高所得者に対してより大きな減税効果をもたらしてしまうということを考えますと、所得税の所得再分配機能を考えると、所得控除が果たしている機能を税額控除で中長期的に置き換えていくような方向性について、もっと議論が深められてもいいのではないか。同時に、課税については、一旦課税した上で、広い課税ベースを取った上で、所要の目的に対して税額控除を充てていくという方向で改革していくのが望ましいのではないかと思います。

最後に、資料46ページの1億円の壁で議論されてきたような金融所得課税の問題、これがもたらす高額所得者の税負担ないしは負担率の減少傾向についてどう対処するかということですけれども、これはもちろん金融所得課税の強化、税率の引上げとい

うことが議論されてまいりましたので、どうしても株式市場に対する影響等があり、岸田政権のときも難しかったということがございます。そういう意味では、資料47ページのいわゆるミニマムタックスを活用していくことで対処していくのが相対的に望ましいのではと思います。

ただ、現在、約30億円以上の所得が発生する方でないと追加負担が発生しないということで、本当にそういう意味では極めて高い水準の所得と言われているように、かなり高くないと課税が発生しないところ、なかなかこれではまだ是正効果が十分発揮されないとということですので、特別控除額が3.3億円とされているラインのところ、もう少しこれを引き下げていくような方向や、税率水準22.5%、ここに漸近線的に3.3億円ほどから近づいていくようなカーブが描かれていますけれども、22.5%でよいのかどうか、もっとこの税率を引き上げる必要はないのかといった点も、併せてこの問題の端緒として議論されるべきではないかと思います。

○佐藤座長

ありがとうございました。

岡村特別委員、お願いします。

○岡村特別委員

私たちの一応のミッションは、資料15ページにある2つの問題を考えてお答えするということなので、そちらを中心に考えたいと思うのですけれども、しかし、若干ミッションの範囲を超えるようなことを申し上げるかもしれません。

まず2点目を先に考えたいと思うのですけれども、やはり課税最低限というのは低所得の方々への配慮ということもございますので、資料13ページの図で各国比較がある中では、ドイツ方式が私としてはよいのではないか。つまり、自動的に物価指数を入れてしまうということではなくて、ある程度きめ細やかにその状況を見てあげるということをすることが必要ではないかと思います。ただし、これで主税局の仕事が少し増えるような感じはしますけれども、そこは申し訳ないのですけれども、そっちの方がよいのではないかと私は思います。

次に、物価調整の頻度をどうするかですけれども、これは結局、我々のこれまでの議論の中で、システムベンダーの方などに来ていただいて、いろいろお話を伺って、なかなか年末調整などのシステムに入れるのは難しいと、あるいは源泉徴収に反映させるのは難しいということなのですけれども。私はここから新しいことを言いますけれども、確定申告をする方としない方で分けてはどうかと思います。つまり、確定申告、これまで不要あるいはしなくていいと言われている方でも、確定申告をすれば、つまりe-Taxで入力すれば、毎年物価調整はしてもらえると。ただ、ベンダーの方々には、そこまでお願いするのは、やはり源泉徴収義務という範囲の中でやらないといけないので、それはちょっと無理かもしれない。そうするとある程度の頻度でもよいかもしないというような感じがしています。

これはいわゆる納税環境全般をめぐる背後がある話なのですけれども、やはり今、働き方が非常に多様化してきている。それから、退職後については確定申告をしなければならない可能性が高い。もちろん丸ごと雇ってもらえて、年末調整で済めばそれでよいのですが、そういう職場は少ないです。恐らくいろいろな方法で働き、また、年金もあり、もちろん年金もそれだけの所得だったら源泉徴収で済むようなシステムをつくっていただきたいと思うのですけれども、しかし、それでも私的年金などもありますし、それから、何よりも年を取るとやはり医療費がかかってきて、恐らく医療費控除はほとんどの人が申告することになるだろうという状況があると思うのです。そうだとすると、やはり確定申告に国民の皆さんがある程度慣れていてもらった方がいいだろうと。それから、先ほど権丈委員がおっしゃった、極めて高い所得の人たちも結局申告してもらわないといけないわけですから、やはり申告してほしいというような方向に持っていく必要があると。

こういったことを考えると、物価調整については、国のシステムを更改するのは別にそれほど手間がかかるこではないと思います。税率を変えるだけですから。なので、またこれも主税局の方々に御負担になるかと思うのですけれども、ここは2つのシステムを走らせて、自分で申告をしてもらえば幾らか物価調整によって返ってくるかもしれないよということを一度考えてもよいのかなと思います。

ということで、第1点目については、源泉徴収、年末調整というところでは、毎年は非常に難しくて、せいぜい2、3年に1回、その頃にシステムベンダーの方々に御協力いただいてやるということになるでしょう。しかし、国に直接確定申告してくる人についてはそういう問題がないので、そうだとするともう毎年やってあげると。あるいは、ドイツ方式のように隔年ぐらいでもいいと思いますけれども、そういうふうに行うということがよいのではないかなと思います。

○佐藤座長

ありがとうございました。

矢田委員、お願いします。

○矢田委員

私は資料15ページ、第1点の頻度について、岡村特別委員の意見はすばらしいと思いますけれども、タイムラグを気にした方がよいと思いまして、イメージ2はリーズナブルで、ベンダーにも負担をかけないでよいと思うのですが、結局5年ぐらい空いてしまうということですね。そうすると、前の年などに物価が大きく変動したときに、柔軟に動けないというのはどうなのかなというのが一つ。あともう一つ、イメージ3でもよいかなとも思うのですが、今度は逆に物価上昇率5%、これは仮でしようけれども、物価上昇率の設定がまた難しくなってきて、どうやって決めるのかなということ。タイムラグを考えながら、負担でもあるけれども毎年できるならば本当はやった方がよいのかなと思っています。

2点目は何を指標にするかですけれども、やはりみんなに知られている指標がよいと思っていて、頑張っていろいろな制度を調べれば調べるほど複雑になっていって、逆に恣意性がでてしまうみたいに見られてしまう可能性があるので、みんなに知られているCPIなどを使えば、何となく納得感がかえってあるのではないのかなと思っています。

3点目は、そもそも基礎控除の発射台は58万円からスタートでよいのですか。その発射台が逆にだいぶ上がってしまってからスタートして、その年から何%とやっていくと、よく分からなくなってしまうので、それは58万円を前提として、我々はそれから物価が上がっていくと控除額が上がっていくと見てよいのか、あるいは、それが急にこの年末でどんどん上がったら、そこを発射台と考えるのか、教えていただければと思います。

○佐藤座長

松本企画官、お答えになれる範囲でお願いします。

○松本主税局税制第一課企画官

諸外国でも、発射台についてどう考えるかは幾つかパターンがあるようですが、それも含めて御意見いただきながら、今後検討していかなければと考えてございます。

○佐藤座長

ありがとうございました。

大隅委員、お願いします。

○大隅委員

今の矢田委員のお話で、続きというのもあれですが、そもそも基礎控除等の等は何ですか。

○佐藤座長

松本企画官、お願いします。

○松本主税局税制第一課企画官

給与所得控除なども考えられるところです。

○大隅委員

今、議論しているのは基礎控除のお話ですか。それとも人的控除なども含めたようなところでお話をされているのか、議論の前提がどうなっているのかお伺いできればと思ったのですが。

○佐藤座長

松本企画官、お願いします。

○松本主税局税制第一課企画官

広く考えればいろいろ控除等はあるのですけれども、基本的には全員に適用される基礎控除を中心に御議論いただければと考えております。

○大隅委員

分かりました。

私から幾つか申し上げるのは、1つは大半の方がおっしゃっているとおり、資料12ページのイメージ1がベストなのですけれども、イメージ2かもしれないなど。ただ、3年というのは、なぜ3年なのだろうという感じがして、できるだけ短いタイムでできればいいですし、今、岡村特別委員がおっしゃった確定申告の活用、それも非常に大事なことだと私は思っております。つまり、源泉徴収の仕組み自体の根幹は、もちろん効率的な税の徴収とかいろいろあるのですけれども、その代わり国民が痛税感も含めて税と向き合うという意味で言うと、必ずしも源泉徴収という制度だけでよいのかという感じもしているので、そういうことも含めていろいろなパターンがあるのかなと思っています。細かいことを幾つか申し上げると、1%以下の変動などはどうなるのでしょうか。0.02%でも調整をやるといったイメージですか。

○佐藤座長

それについて、大隅委員の御持論をお話いただければと思います。

○大隅委員

一定程度を決めて、例えば0.5%以上変動した場合になどということでよいのだろうと思うのですけれども、つまり、裁量的な部分はできるだけ減らした方がよいというのは、私も感じておりますて、それについてはどう考えるのかということです。その延長線上で申し上げれば、税法の書き方次第で、裁量みたいな規定を残すのかどうかについても留意しておく必要があるかなと。私は機械的にやる方がよいと思っておりますが、いろいろ皆さんの御議論があると思います。

金融所得課税1億円の壁のお話ですけれども、バフェットさんが秘書よりも税負担が少ないみたいなこと、いわゆる有名なバフェットのねじれみたいな話だろうと思うのですけれども、分離課税と総合課税の根幹のところをいじるというところに突き詰めるとなるのかなという感じがしています。一部もう今年の所得から適用されているということですけれども、皆さん御議論がいろいろあるかと思いますけれども、私、この春までシンガポールにいたのですが、日本人の富裕層の方が多くいらっしゃって、株式譲渡益は基本的に非課税の国ですよね。キャピタルフライト、つまり富裕層が流出していくことも含めて、もちろん一長一短、メリット、デメリットがあるわけですけれども、両方を踏まえた上で議論と結論なりが出てくるとよいかなと思っております。

また、資料39ページ、欧米の金融所得の課税の仕組み自体は記載のとおりですけれども、こういうねじれ現象ともいえる1億円の壁みたいな現象が起きることに対する手当は、どういうふうに欧米は取り組んでいるのか分かるとよいかなと思ったのですけれども。

○佐藤座長

松本企画官、お願いします。

○松本主税局税制第一課企画官

資料39ページに記載がある形で、総合課税の仕組みがあつたり、あるいはそういうものを組み合わせて対応しているものと思いますけれども、これ以上の仕組みについては確認が必要かなと思います。

○大隅委員

次回でも構いませんので、そこら辺をもう少し詳しく教えてください。各国同じ問題があるわけですね、分離課税と総合課税で並立しているとねじれが生じると。

それから、最後に1つだけ、これもお願いなのだけれども、資料65ページの実効負担率の図、これはすごく分かりやすいのですが、実効負担率が22%～39%台となっていて、類似の概念で国民負担率という概念があつて、これは46%ですか。選挙でも話題になっていましたけれども、この差の部分については、企業負担を含めるかどうかなどが関わっているかと思うのですけれども、その乖離が似た概念なので、ミスリーディング。せっかくこういうことなのだと言っても、46%ではないかというところの議論の生産性を上げるためにも、若干その部分の差がどう違うのかについては、もう一枚つけておいていただけるとありがたいです。

○佐藤座長

ありがとうございました。

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

私からは、資料15ページにあります2つ目のポイントから意見を申し上げたいと思います。前回の専門家会合の財務省の資料の4ページには、物価上昇局面における税負担率が、幾つかモデルケースに分けて書かれております。その前回資料では、実質賃金、単に物価だけではなくて、名目賃金との関係によって、ミクロの個々人の税負担であつたり、マクロの税収が変化すると。その点に気をつけなければいけないということが指摘されています。実質賃金が増えていくかどうかというところが結局は個々人の手取りの本質的な意味での税負担に関わることですので、どのような形でリンクさせるかは議論があるかと思いますが、何らかの形で実質賃金をモニタリングしながら、物価調整に合わせて基礎控除等の控除額を変更するかを考える必要があると思いました。それが15ページに書かれてある2点目に対する意見です。

論点の1つ目についてですが、こちらは先生方が御指摘されていらっしゃいますように、柔軟に即時的に変更できればよろしいけれども、システムベンダーの方の御負担もあるというお話かと思います。12ページに具体的に考えられるイメージがありまして、そちらを見ながら、ずっと経済学者として何が言えるのだろうと一生懸命考えているのですが、どうしても、そもそも社会的に無駄な工数が発生していると感じてしまいます。年末調整でデッドラインがある中で控除額に物価調整を反映させると。システムベンダーの方、源泉徴収義務者の方は悲鳴を上げられ、そのことを従業員の

方はきっと知らずに、面倒なことを人事は言っていると理解されているかもしれません。おまけに、ふるさと納税によって別に確定申告をしていらっしゃる方もいて、先ほど岡村特別委員がおっしゃったことに本当に賛成なのですが、社会的に無駄な作業が発生していると感じます。

ここで確定申告をするとなつたときに心配になるのが、ベンダーの方々の事業への影響です。確定申告に変わつてしまつと年末調整業務がなくなつてしまつので、そうすると飯の種がなくなつてしまつことが懸念されるのですが、前回の専門家会合で私がその点について御質問しましたところ、むしろ確定申告に移行して、年末調整を廃止していただきたいとおっしゃつていたのです。

こちらはビジネススクールでいつもビジネスモデルを教えている立場からしますと非常に異常な事態でして、御回答からお察ししますに相当の経済損失・労働損失が発生しているのではないかと。人手不足の中で、ベンダーの方々は恐らく優秀なエンジニアを年末調整のための物価調整対応に充てなければいけないと。経済学では機会費用と言うのですけれども、その方々はもしかすると別の人事データを用いたすばらしいプロジェクトに従事できたのではないかと考えてしまつわけです。ですので、やはり確定申告への移行を考えるべきと感じます。大きな理由といたしましては、社会的な工数、無駄な工数が発生しているというのが1点目の理由です。

他にも理由があるのではないかと思います。どういう理由かと申しますと、今まで政府税制調査会で様々な再分配政策を念頭に置いた議論がされてきたと思うのですが、それが実務的にシステム上対応できず議論が先に進まなかつたことが結構あつたのではないかと思います。こちらも非常に残念なことで、例えば物価調整だけではなく移転的基礎控除など、税制全体、再分配政策のデザインの選択肢を狭めている側面は、確定申告を進めた方がよいと思う2点目の理由です。

さらに、先ほど申しましたとおり、人事が頑張つてゐる割には納税者本人に再分配政策の趣旨が伝わらず、最後に給与明細で見て何となく税金を払う形でしか御理解いただけてない。やはり信頼ある税制度を構築していくためには、間に誰かを挟むという工数をつくるのではなく、直接納税者の方々に信頼していただけるようなシステムをつくる必要があると。それが3つ目の理由です。

4つ目は、勤務先に住宅ローンや配偶者の収入に関わる個人情報を提出することに、今の時代ですと、特に若い方は抵抗を感じる方が多くいらっしゃると思います。そういう方々の声を拾い上げるということも大事ではないかなと思っております。

長くなりましたが、要点といたしましては、業界団体の方に労働損失がどれくらい発生しているのか、社会的な工数の損失を確認されたほうがよいのではないか。若い方が制度についてどう思つてゐるのか、プライバシーを会社にさらすことに対してどう思つてゐるのかを可能であれば把握されてはどうかと思いました。

○佐藤座長

ありがとうございました。

武田特別委員、お願ひします。

○武田特別委員

本日御議論いただきたい論点について意見を述べた後、個別テーマについて3点、コメントいたします。

熊谷委員がおっしゃった、一番重要なことは実質賃金が着実に上昇していくことという点は、御指摘のとおりと思います。その上で、今回のテーマについて意見を申し上げますと、大前提として、公平・中立・簡素という税の大原則は重視すべきと考えます。できるだけ恣意的な介入がないよう、ルールに基づき行うことが重要だと思います。

年金制度でも、マクロ経済スライドを導入した際には大きな議論になりましたが、その後、物価が上昇する中でも、淡々と対応が進んでいる状況にあります。同様の形を持っていくことが重要だと思いますので、何かの条件で調整する仕組みとすることは避けた方がよいと考えます。

物価調整の際に参照する指標については、恣意性をできるだけ排除するという観点から、物価指数の総合指標を用いることがよいと思います。例えば、日本では生鮮食品を除く指標が用いられていますが、アメリカでは食料とエネルギーを除いた指標が用いられるなど、コアの物価の捉え方は様々で、この点で議論するより、シンプルな方がよいと思います。

また、システムについて多くの議論になっていますが、AIの時代に、コーディング等がAIに代替される中で大きなシステム改修の作業になるか疑問があります。3年に一度になると手作業が残り、非効率ではないかと考えます。恣意性なくタイムリーに毎年淡々と反映していく、上にも下にも反映していくことが一番よいと考えます。

年末までにその議論に至ることは難しいと思いますが、最終的にはデータを一つの基盤にしていく議論が必要です。マイナンバーを活用しデータを結合していくことを、控除や給付の施行の大前提にするという大きなゴールを持ち、部分的な調整よりも大きなゴールに向かって実現していくことが大切と思います。

次に、個別論点について申し上げます。1点目は、資料25ページに記載の高校無償化に伴い廃止された上乗せ部分の復元については反対です。これは手当と重複することに加え、各種手当が増加してきたことで一度見直した経緯があります。

2点目は、不公平感の問題ですが、非常に懸念しております。最近の日本を見ていると、世界各国ほどではないにせよ、二極化や社会の分断の兆しが見えてきます。こうした状況を放置して本当によいのかという点については真剣に考えなければいけないと思います。大きな方向性として、真に低所得者、低資産の方々には確実に手を差し伸べるとともに、高所得者の方々との税制上の逆転現象には適切に対処していく両面の取り組みが、最終的に税への信頼をもたらすのではないかと思います。

配偶者控除も既に役割を終えつつあります。過半は共働き世帯ですし、未婚の方も増えています。こうした社会状況などを踏まえると、むしろ低所得者、低資産の方々にどのように配慮していくかを考え、役割を終えた税制、そして明らかに不公平な税制を是正していくことが本来あるべき、社会の変化に合わせた方向性と考えます。この点は給付付き税額控除等の政府の今後の議論において検討していく必要があると思います。

○佐藤座長

ありがとうございました。

翁委員、お願ひします。

○翁委員

資料15ページの論点について、私も個人的な意見を述べさせていただきます。皆様がおっしゃっているように、ルールに基づいて恣意性なく機械的な運用をしていくということが大事だと思っております。その点では、12ページのイメージ1は、毎年物価調整を機械的にしていくというのが、資料に記載してあるとおりタイムリーに物価変動を反映できて、理想に近いのではないかと思っております。多くの国も、資料にもありますけれども、毎年または一部隔年という調整となっているように、国際的に見ても整合的だと思いますし、簡素という面でも分かりやすいと思います。

武田特別委員がおっしゃったのですけれども、事務負担と書いてありますが、今どんどん新しいシステムが出てきていて、むしろ物価などを毎年内生的に調整できるようなシステムを一度作れば、3年ごとにシステム改修などでやっていくより、自動的な反映ができるのでそれが最もよいと思います。そういうことも含めて考えていく必要があると思っています。イメージ2の場合は、定期的といった頻度にもよるのですけれども、やはりある年に非常に大きな物価変動があったというようなときに、すぐ対応できないことがあります。それから、イメージ3のときには、例えばもし2%というような水準を仮に設けたとき、毎年プラス1.9%の上昇が続くといったときには、それに長く対応できないという問題も起こり得ると思います。そうしますとルールに基づく対応がしにくくなるということが考えられると思います。このような状況も想定すると、特に物価上昇というのは低い所得の方の生活に大きな影響を及ぼすので、そういう納税者の視点を考えると、できるだけ物価の上昇に対してはタイムリーな適用をしていくことが重要なのではないかと思いますし、説明責任としても果たしやすいという感じを持っております。

参考とすべき指標については、ほぼ皆様の御意見と一緒にございます。

それから、少し大きな所得税の議論の方向ですけれども、保険料との関係が65ページで書いてありますけれども、もちろん保険料というのは給付と組み合わせて考えるべきもので、保険料と税は、その性格は異なるわけでございますけれども、国民負担率という点では保険料の負担水準も考えておりまますし、税の議論でも、保険料の水準

がどうなっているのかを考えながら議論することは大事だと思っております。特に所得税の議論をする際に、現状の格差が広がっていないかという観点は大事ですし、公正性の観点からどうかという観点も非常に重要だと思っております。特に現在の低所得の現役世帯のこの図で見ても保険料の負担の大きさを考えますと、現政権でも課題として指摘されている給付付き税額控除、武田特別委員もおっしゃいましたけれども、または英国タイプのユニバーサルクレジットなどがあるのですけれども、こういった制度を考えていくことは大変重要だと思っておりまして、今後の所得税の議論においては、こうした制度との整合性も考えながら検討していくべきではないかと思っております。

最後に、これから少子高齢化を伴う人口減少という人口動態の変化は、やはり税に対しても非常に重要な影響を与えると思っております。一人一人の多様な生き方の選択を尊重するということを大前提として、働くことが不利にならない、働き方に中立的な制度を考えていくことは私も大変重要だと思っていまして、そういう視点からの見直しも考えていく必要があると思っております。

○佐藤座長

ありがとうございました。

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

すみません、2度目の発言になります。

本日の一番の議題は基礎控除の物価連動の話でして、これは総理がこうした税制措置の具体化を図ると答弁されていらっしゃいますし、社会的にも強い要請があることを受けてのことと、非常に重要な議題であると思っております。その一方で、本日、財務省から提示いただきました資料は多岐にわたるもので、より中長期的、大きな視点から、全体的に議論されるべきではないのかなと。どのように国民全体の所得、手取りを上げて、底上げしていくのか、税制を通じてどうやって再分配機能をうまく働かせるかというところが、直近の物価対応だけではなくて、本来は大きな視点として考えなければいけない点と思います。

こちらに関して、私はエビデンスの力は非常に大きいと思います。昨日、税制のEBPMに関する専門家会合がございました。そこでは、税務データから試験研究費増減割合の分布図が示されて、物価上昇率と同じ程度にしか分布がシフトしていない、あるいは本来インセンティブが働くであろう控除の上限額のキンク部分で分布に動きが見られないということで、研究開発税制に関してインセンティブが機能していないというかなり強いエビデンスが出されました。委員の一人がこれに関して非常に画期的なことだとおっしゃっておりました。こうしたデータを基に説明責任を果たしながら、税制について議論ができると。私も同様に考えておりまして、政府税制調査会の歴史の中で、昨日の議論は一つのマイルストーンであったと思っております。

こうした議論を本当は本日の所得税についてもしなければいけなかつたのではないかと思います。特に重要なのは給与収入や所得の分布図です。物価上昇とともに国民全体の収入、手取りの分布がどう変化しているのか、再分配は適切に行われているのかを、より具体的な税務データで見なければいけないのかなと。ここはEBPMの専門家会合ではございませんけれども、説明責任を果たす上で大切なエビデンスになるかと思案しております。こうした個人の収入や所得について、税務データから財務省では把握はされていらっしゃらないのでしょうか。例えば昨日のEBPMの専門家会合で出されたような形で、今後、資料を出していただくことは可能でしょうか。

○佐藤座長

松本企画官、いかがですか。

○松本主税局税制第一課企画官

昨日のEBPMの会合では、国税庁との共同研究で出されたデータが使われたと承知しているので、今この時点で主税局としてお示ししたようなデータをすぐ出せるわけではないのですが、そういった形も含めて、今後という形になるかなと思っております。

○奥平委員

国税庁のプロジェクトを通じて、確定申告の納税データに関しては研究者も利用可能ですが、源泉徴収された情報はないと伺いました。実際はそういったデータを政府はお持ちではないのかと思います。こうしたエビデンスは政府税制調査会が示さなければいけない非常に大事なデータではないのかなと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思いますし、あるいは、代替的な政府調査として利用が可能なものもあると思います。主税局では、代替可能な政府の調査票データとしてどういったものがあると御理解されていらっしゃるのでしょうか。利用可能なものはないと思われていらっしゃるでしょうか。

○松本主税局税制第一課企画官

主税局として今、マイクロなものについて確認しているものがございませんので、それも含めて今後検討かなと考えています。

○奥平委員

ぜひよろしくお願ひいたします。

政府統計の調査票データは研究者にも使えるものが多く、代表性の高いものもあります。納税データほど詳細ではございませんし、限界点もありますが、それでも議論の土台としてこうしたエビデンスが提供されるべきではないかと思います。

なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、例えば本日の資料の21ページ、こちらには平成29年度の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて書かれておりまして、冒頭のところに、就業調整を巡る喫緊の課題に対応するために改正されたと書かれております。この点が実際に機能したのかどうかは、女性について、特に結婚年齢の女性、23歳以上60歳以下ぐらいの女性について、年間収入のヒストグラムを描け

ば分かるのではないかと思います。実際に過去の税制改正に効果があったかどうか、これで国民が豊かになったのかと。あるいは、最低賃金がここ20年ほどでかなり上がりましたが、税制が中長期的に作用して、もしかすると最低賃金の恩恵が年間収入の面では女性に至らなかったかもしれないという点も検証できるのではないかと思います。

さらに、給付付き税額控除が現在議論されておりますが、アメリカのEITC（勤労所得税額控除）でよく指摘されているのは、シングルマザーについて効果があったということです。日本の収入分布の現状を把握して、どういう形で日本の女性が働いているのかを把握して議論しなければ、給付付き税額控除が本当に日本でうまくいくのか労働経済学者として心配しております。私も経済学者ですので、給付付き税額控除の潜在性の高さはあると思うのですが、日本のコンテクストに合わせてうまくいくのかなど。給付付き税額控除に移る前に必要な議論があるのではないか、エビデンスを基に考えていく必要があるのではないかなど。国民生活を豊かにするという観点から、所得、収入分布に関するデータをぜひ財務省より御提示いただければと思っております。

○佐藤座長

ありがとうございました。

ちょうど予定した時間が参っておりますので、今日の意見交換はこれにて終了したいと存じます。

本日は、所得税について、皆様から様々な御意見、御指摘、御注文をいただけたものと考えております。活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

本日の議論も踏まえ、引き続き、この点は議論を続けていきたいと存じます。

本日の会議の内容につきましては、この後、事務方から記者ブリーフで御紹介したいと存じます。

本日もスムーズな進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。本日の会合は以上です。

大変お忙しい中をお集まりくださいまして、本当にありがとうございました。

〔閉会〕